

# 令和3年度 市税改正のあらまし

令和3年度地方税法等の一部改正に伴う、市税に関する主な内容をお知らせします。

## 個人市民税

### ○住宅ローン控除の特例の再延長

所得税（国税）において、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者については、所得税から控除しきれなかった額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で、翌年度の個人住民税から控除します。

## 固定資産税・都市計画税

### ○土地の税額の据え置き

新型コロナウイルス感染症により社会経済活動等の状況が大きく変化したことを踏まえ、令和3年度に限り、税額が高くなる土地は、利用形態が変わった土地を除き、前年度の税額に据え置かれます。

## 軽自動車税

### ○環境性能割の税率区分の見直し

3輪以上の軽自動車を取得した時に課税される軽自動車税環境性能割については、令和3年度・4年度は、新たな燃費基準で税率を区分します。

#### 【自家用乗用車<sup>1</sup>（軽自動車）の場合】

改正前（令和元年度・2年度）				改正後（令和3年度・4年度）			
区分			税率	区分			税率
電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車など			非課税	電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車など			非課税
ガソリン車・ハイブリッド車	令和2年度基準 <sup>2</sup>	+20%達成		ガソリン車・ハイブリッド車	令和12年度基準 <sup>2</sup>	85%達成	
		+10%達成				75%達成	
達成			1%	60%達成			1%
上記以外の車			2%	上記以外の車か令和2年度基準未達成車			2%

1 営業用乗用車も、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを実施します。

2 改正前・改正後のいずれも、上記基準に加えて一定の排出ガス性能が必要です。

### ○環境性能割の臨時的軽減の延長

環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減措置（自家用乗用車が対象）は、適用期限を延長します。

\* 令和3年12月31日までに取得したものが対象です。

#### 臨時的軽減措置の内容

税率	税率（臨時的軽減）
1.0%	非課税
2.0%	1.0%